

「ふくしのしおり」について

このしおりは、障がい福祉制度や事業について個別に説明しています。掲載内容については、今後、制度の変更等により、内容や金額が変更になることがあります。あらかじめご了承ください。内容についてのご質問や各種制度の申請、サービスをご利用の際には個別のお問い合わせ先へご確認くださいませようお願いします。

熊本市障がい福祉課

「障がい」の表記について

このしおりの中には、「障害」と「障がい」の2つの表記があります。法令や法令等で使用されている用語、法人名及び団体名等の固有名詞で漢字の表記となっているものは、「障害」、そのほかは「障がい」と表記しています。